

令和8年度淀川水系土地改良調査管理事務所複合機賃貸借 仕様書

令和8年度淀川水系土地改良調査管理事務所複合機賃貸借については下記の仕様によるものとする。

1 賃貸借物品の数量及び仕様

賃貸借数量1台（一式）とし、仕様は、別表に定めるところの他、以下のとおりとする。

- (1) 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）」に適合していること。
- (2) 「国際エネルギー・スタープログラム」に適合した機種であること。
- (3) 納品する複合機は仕様を満たす新品・未使用品に限る。

2 賃貸借期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの60ヶ月

3 設置場所

近畿農政局淀川水系土地改良調査管理事務所 1階 事務室東側

京都市伏見区桃山町永井久太郎56

4 搬入・設置作業

- (1) 受注者は、納入機器が決定次第、農林水産省行政情報システムの登録申請に必要なMACHアドレスを速やかに報告すること。
- (2) 受注者は、令和8年4月1日までに、発注者の指示するところにより搬入・設置及び賃貸借物品の使用に必要なIPアドレスの設定を行うこと。（アドレスに関しては別途指示）
- (3) FAX機能器については、登録されている宛先を新しい機械に登録すること。
- (4) 搬入に伴い発生する経費はすべて受注者の負担とする。
- (5) 搬入に際し必要な資材等については受注者が用意するものとする。
- (6) 作業を終えた賃貸借物品は担当者の確認を得ること。
- (7) 搬入する際の作業時間は原則として、午前8時30分から午後5時15分までの間とする。ただし、作業時間の延長が必要な場合は、担当者へ申し出のうえ了承を得るものとすること。
- (8) 搬入に際しては7日前までに発注者に協議し、日時、方法について発注者の了解を得ること。

なお、既存機の更新であり既存機の搬出後に設置するものとする。

5 保証等受注者は、製品の引渡し後、向こう1年にわたり円滑かつ誠実に受注者負担で製品の保証を行うこと。

6 搬出

(1) 上記2の賃貸借期間満了時には、発注者の指示するところにより、設定情報の初期化及びHDD・SSDに保存されたデータをすべて消去するとともに、ただちに賃貸借物品を搬出しなければならない。

ただし、賃貸借期間満了後も賃貸借物品について継続して賃貸借を行う場合は、当該賃貸借期間満了時に搬出を行うものとする。

(2) 搬出に伴い生じる費用は、設置場所の復旧に要する経費を除き、すべて受注者の負担とする。

7 情報セキュリティの確保

(1) 本調達の受注により知り得たすべての事実については、契約期間中はもとより、契約終了後においても永久に外部に漏らしてはならない。

(2) 本業務の実施にあたり、情報が漏洩した場合には、直ちに発注者に報告を行い、指示に従うとともに、障害が発生した場合には、その損害について賠償すること。

(3) 別紙「情報セキュリティの確保に関する共通基本仕様」（以下「共通基本仕様」という。）記載事項を遵守すること。

なお、本調達においては、共通基本仕様において求められている資料等の提出は不要とする。

8 環境配慮のチェック・要件化

(1) 環境関係法令の遵守

受注者は、物品・役務の提供に当たり、関連する環境関係法令（グリーン購入法（平成12年法律第100号））を遵守するものとする。

(2) 環境関係法令の遵守以外の取組

受注者は、物品・役務の提供に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、以下の取組に努めるものとする。

ア みどりの食料システム戦略の理解に努める、もしくは、環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努めること。

イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビスの励行、燃費効率の良い機会の利用等）の実施に努めること。

ウ 物品調達に当たっては、エネルギーの節減及び生物多様性への悪影響の防止等の観点から、環境負荷低減に配慮したものの調達に努めること。

9 その他

- (1) 作業（搬入時）において、養生等を施し、施設及び既存機器等に傷を付けないこと。
建物及び建具等を損傷させた場合には、全て受注者の負担において原状回復及び修理を行うものとする。
- (2) 貸借契約書第3条に定める動産総合保険契約の保証範囲は一般的な動産総合保険に準拠し、盜難・過電流・火災・落雷を含むこと。
- (3) 受注者は、納入作業、打ち合わせの際等に知り得た情報を一切外部に漏らしてはならない。
- (4) 運用に必要なマニュアル及び資料等は、紙媒体により1台ごとに各1部提供すること。
- (5) ネットワークスキャナ機能、ネットワークプリンタ機能の使用にドライバソフト等が必要となる場合はあわせて必要数を納入すること。
- (6) 本仕様書に定めのない事項については、担当職員と必要に応じ打ち合わせを行うこと。

契約内容については、別紙「貸借契約書案」による。

別表

項目		仕様
機能	コピー機能	○
	プリンター機能	○
	スキャナー機能	○
	FAX機能	○
基本 / コピー	形式	コンソール又はデスクトップ
	A4カラー連続複写速度/分	60枚以上
	A4モノクロ連続複写速度/分	60枚以上
	カラー対応	フルカラー
	読み取り解像度	600dpi×600dpi以上
	書き込み解像度	600×600 dpi以上（文字/地図）
	メモリー容量	6GB以上
	HDD・SSD容量	256GB以上
	ウォームアップタイム	30秒以下
	スリープ復帰時間	15秒以下
	ファーストコピータイム	5秒以下
	複写倍率	25～400%対応可（固定、任意設定）
	原稿サイズ	A3～はがきサイズ対応
	給紙トレイ容量	500枚以上×4段により、2,000枚以上の給紙が可能
	手差しトレイ容量	100枚以上
	両面コピー	自動原稿送り装置にて対応
	連続複写枚数	999枚以上
	電源	AC100V、50/60Hz共用、1電源当り20A以下(オプションを含め2電源以内)
	最大消費電力	2kW以下
	グリーン購入法	対応
	国際エネルギースター プログラム	対応
	対応OS	Windows11
	セキュリティ	印刷ジョブ終了後、HDD内の残存データ（画像データ）を自動的に消去可能であることとし、設定された状態で納品すること。 なお、SSDの場合は蓄積データを暗号化すること。また搬出時にはリセットすること。
自動原稿送り装置	読み取りサイズ混同可	対応
	対応用紙サイズ	A6～A3
	原稿読み取り速度	コピー時 A4 カラー-60枚/分以上 スキャン時 A4 カラー-130枚/分以上
	原稿積載枚数	200枚以上
プリンタ	プリントサイズ	コピー機能に準ずる
	プリンターカラー	コピー機能に準ずる
	プリント解像度	コピー機能に準ずる
	連続プリント速度	コピー機能に準ずる
	インターフェイス	1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T
	対応プロトコル	TCP/IP対応
スキャナー	形式	カラースキャナー
	原稿読み取り速度	自動原稿送り装置機能に準じる
	最大読み取り解像度	600dpi以上
	インターフェイス	1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T
	対応プロトコル	TCP/IP対応
	出力フォーマット	TIFF、JPEG、PDFに対応可能
	セキュリティ	HDD又はSSD内のスキャンデータ又は格納フォルダのパスワードによる保護が可能であること。HDDの場合の保存期間は48時間以内の設定が可能であることとし、1時間以上かつ最短の設定し、SSDの場合蓄積データを暗号化すること。また搬出時にはリセットすること。
	保存・送信先設定	スキャンしたデータを用途に応じて様々な文書フォーマットに変換し、Eメール等を介して個人のPCやサーバーへ送信・保存することができる。
フィニッシャー	排出トレイ数	3箇所以上
	排出トレイ枚数(A4)	3段 排出トレイ200枚以上、センタートレイ200枚以上及び1,500枚以上
	ソート機能	対応
	ステープル	針あり（2カ所以上）
	パンチ	2穴
	中綴じ・2つ折り	対応
	本体接続時寸法(幅×奥×高)	幅1,750×奥行800×高さ1200mm以下
ファックス	送信原稿サイズ	最大A3
	記録紙サイズ	最大A3 最小A5
	通信速度	G3 (14.4kbps) 以上
	適用回線	G3：加入電話回線、PBX、ファクシミリ通信網（PSTN）、1ポート以上
	宛先登録件数	100件以上
	セキュリティ	HDD又はSSD内のスキャンデータ又は格納フォルダのパスワードによる保護が可能であること。HDDの場合の保存期間は48時間以内の設定が可能であることとし、1時間以上かつ最短の設定し、SSDの場合蓄積データを暗号化すること。また搬出時にはリセットすること。
セキュリティ	「IEEE Std 2600.1TM-2009, Protection Profile for Hardcopy Devices, Operational Environment A Version 1.0」、「U.S. Government Approved Protection Profile-U. S. Government Protection Profile For Hardcopy Devices Version 1.0 (IEEE Std. 2600.2TM -2009)」又は「Protection Profile for Hardcopy Devices (Version1.0以上)」のISO/IEC15408(Common Criteria)認証を取得していること。なお認証を申請中の場合は、納入機器が当該認証を取得している機器と同等のセキュリティレベルを実現していることを証明すること。管理者モードにパスワードを設定することとし、設定された状態で納品すること。また、そのデフォルト値は第三者者が推測しにくいものとすること。HDD・SSD内の保存データは暗号化されていること、又、複合機とPC間の通信が暗号化できること。	